

第Ⅱ章

学習活動例

1 学習活動を進めるために

2 テーマ学習編

3 参考となる学習活動



1 学習活動を進めるために

ア 内容・構成

各学校において人権教育として取り組む学習活動例を、小学校低学年・中学年・高学年、中学校、高等学校という発達段階ごとに示しました。学習活動例は、「ひと・まち・暮らし」をテーマとした参加体験型の学習としました。

これは、児童生徒が広く社会に関わり、社会の中にある人権問題に目を向け、その解決に取り組む人たちから学ぶことをめざしたからです。また、参加体験型の学習を重視し、自分の体をとおして人権について考え、考えたことを自分の得意な方法で表現することで、理解するだけでなく行動に移せる力を育むこととしました。内容面では、人権基準などを学ぶ「普遍的な視点からのアプローチ」と具体的な人権問題などを学ぶ「個別的な視点からのアプローチ」をそれぞれ盛り込んでいます。詳しくは、編集委員会で作された意見などをまとめた「学習活動例を作成する際の5つの視点」(P37)を参考にしてください。

また、「基本方針」に掲げられている力を育むための学習方法を「コミュニケーション編」「違いを豊かに編」「人権基準を学ぶ編」として例示することとしました。各学校で単元を開発する際、参考にしてください。

「ひと・まち・暮らし」をテーマにした学習活動例

- 小学校低学年「交流からつながろう」
- 小学校中学年「出会い 発見 参加」
- 小学校高学年「みつめよう ひと まち 暮らし」
- 中学校 「豊かな生き方を求めて」
- 高等学校 「高校生が企画する人権学習をめざして」

参考となる学習活動

- (1) コミュニケーション編
伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション能力を育むための学習活動例
- (2) 違いを豊かに編
多様な価値観や多文化を受容する力を身につけるための学習活動例
- (3) 人権基準を学ぶ編
世界人権宣言や子どもの権利条約などの人権基準を理解するための学習活動例

イ 参加体験型学習の留意点

本章の学習活動例は、参加体験型学習で取り組むことを基本としています。

参加体験型学習とは、学習者が、ロールプレイ、シミュレーション、ディスカッションなどの様々な活動に「参加する」ことをとおして「主体的に学んでいく」ことをめざした学習方法です。活動をとおして考えたことや感じたことを話し合い、お互いに学び合うという「過程(プロセス)」を重視します。このように、自分の意見を表明し、異なった意見に耳を傾け、議論を経て合意形成をめざす学習活動は、最終的には教室の外の世界に参加し、行動することへとつながると言われています。以下、3点にわたって留意点をあげますが、『気づく・学ぶ・広げる人権学習』のP106～P110も参考にしてください。

① 「個人→小グループ→大グループ」

個人の作業から2人あるいは少人数のグループの対話へ、さらに大きなグループの対話へと広げていくことを基本として押さえておきましょう。個人の作業を大切にするのは、まず、自分の気持ちを見つめ、思考を巡らし、自分の考えを確立して欲しいからです。また、自分の考えがまとまっていないと、話すことに困り、対話が成立しにくくなります。自分の考えをまとめた上で、お互いの考えを出し合う（相手の思いや考えに想像力を働かせながら、共感的に受け止める）ことをとおして、様々なことに気づき、学びが深まっていくはずです。また、意見が異なった場合は、対話をとおして合意を形成する練習にもなります。



② 「活動（体験）→気づき→ふりかえり→共有」

活動（体験）は、テーマに合わせて参加者から今までの経験や知識、意見を引き出すためのものです。「活動」をとおして、自分はどのように「考え」たか、どのように「感じ」たか、どんなことに「気づいた」のかを振り返ることで「学び」がより深まります。また、「ふりかえり」で気づいたことを発表し、全員で「共有」することで、1人が気づいたこと、考えたことが、教室全体の学びとして広がることにつながります。

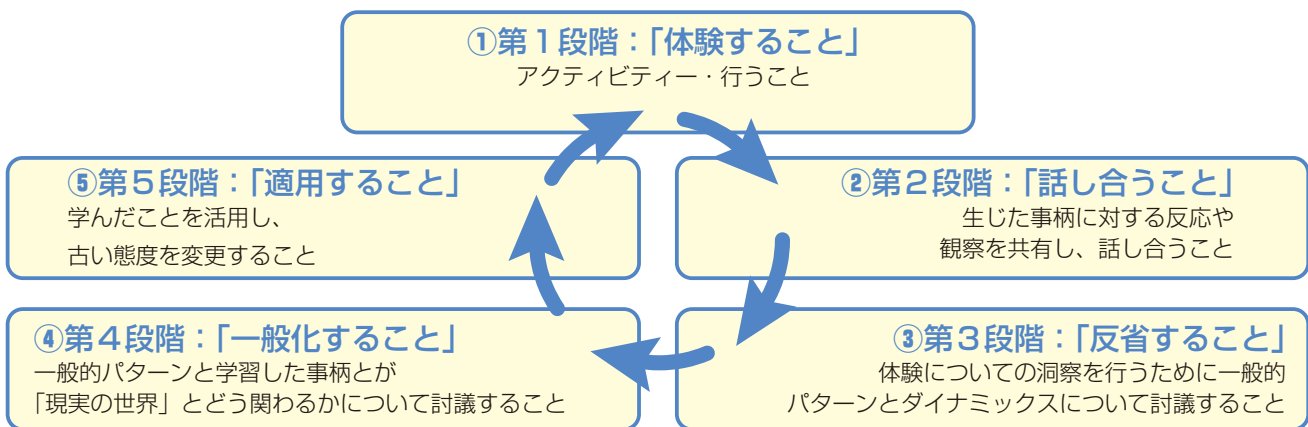
ねらいを達成しようと様々な活動を組み立てていきますが、教師が予想したとおりに子どもたちが反応するとは限りません。そのようなときは、無理にねらいを押しつけない、誘導しようとしたりせず、なぜ、そのように考えたのか、子どもたちの考えを聴きましょう。教室の中で多様な意見が飛び交うことは、それだけ多くの学びが得られるチャンスです。

③ 分析・一般化・概念化のサイクル

活動（体験）をとおして考えたり感じたりしたことを「話し合い」「ふりかえり」ますが、その中で、思考や問題点を分析・一般化・概念化することが大切です。こうしたことを通じて、ねらいとする力が育まれ、また新たな活動にレベルアップしていくという学習サイクルを心がけてください。

【参考】

『「体験的な学習」に関する学習サイクル』



上の図においては、例えば第1段階で言えば、体験は必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではない。むしろ、明確な目的意識のもとに考案された学習活動（アクティビティー）に取り組むことによる疑似体験や間接体験をすることも含まれる。そこでは、ロールプレイング、シミュレーション、ドラマ等々、多種多様な手法が用いられる。これらは、単なる「体験」で終わるのではなく、「報告」、「反省」、「一般化」、「適用」という具体的、実践的なステップを丁寧に踏むことによって、体験を結実させようとするのである。

（出典：Council of Europe：“Compass A Manual of Human Rights Education with Young People”2002）

出典：「人権教育の指導方法等の在り方について〔第二次とりまとめ〕」

ウ 地域を題材にした教材開発にチャレンジ

学習教材の開発にあたっては、児童生徒が興味関心を持ち、自ら考えることを促すよう創意工夫を凝らしましょう。また、地域社会とつながり、モデルとなる生き方や取り組みを学ぶことも、社会に参加していこうという意欲を育むために大切なことです。こうした意味においても、身近な地域社会の出来事や大人の生き方を取り入れていきましょう。

次のような資料をもとに学習教材を作成し、活動の展開を考えてみてください。

「オリンピックから学ぶ平和と人権」

組み立ての例

- 1 和歌山県でオリンピックに出た選手を調べる。
- 2 各選手にまつわる話を調べる。(資料1)
- 3 オリンピック(スポーツ)と人権や平和について考える。(資料2)
以下のような視点を考えさせましょう。
 - ・スポーツをすることは、人権として認められているのか。
 - ・女子種目の推移はどうか。
 - ・パラリンピックは、どのような目的で始まったのか。
 - ・スポーツは人権の確立に貢献してきたか。
- 4 調べたことをまとめて発表したり、だれもがスポーツに参加できる社会とするために必要なことを提案する。

気づく・調べる

学ぶ・深める

広げる・表現する

資料 1

「友情のメダル」西田修平(那智勝浦町生まれ 和歌山市で育つ)

友情のメダル

昭和11年8月、世界50か国が参加した第11回ベルリンオリンピック棒高跳びの決勝で友情のドラマが生まれました。

決勝に残ったのはアメリカのメドウズと、舞鶴出身で慶應義塾大学の大江季雄、そして早稲田大学の西田修平ら5人でした。当時、棒高跳びの棒は長さ4mあまりの竹で、着地点は砂場でした。結局、優勝したのは4m35cmを跳んだメドウズ。それから大江と西田が順位決定戦に進みました。



夜の9時を回ったころ、審判らは2位決定を日本に任せ競技を打ち切りました。そして、4m25cmを1回目でクリアした西田を2位、2回目で跳んだ大江を3位と発表しました。

しかし表彰台に登る間際、2位の西田は、後輩・大江のこれからの活躍を願い大江をそっと2位の表彰台へと送り出しました。

大江が憧れ、目標としていた先輩・西田から譲られたオリンピック2位の表彰台は、大江のかけがえのない喜びとなりました。

帰国後、2人はお互いに健闘を讃え合い銀と銅のメダルを繋ぎ合わせました。そして、いつしかこのメダルを人々は、「友情のメダル」と呼び、語り伝えるようになりました。

ベルリンオリンピックの翌年2月の大会で、大江はメドウスに雪辱。9月には4m35cmを跳んでその後21年間、日本記録保持者としてその名を残します。



出典：KBS 京都プロジェクトのホームページ

資料 2

「オリンピック憲章」「長野冬季オリンピック IOC 会長のあいさつ」「みんなのスポーツ」

オリンピック憲章（抄）

- 2 オリンピズムは、肉体と意志と知性の資質を高揚させ、均衡のとれた全人のなかにこれを結合させることを目指す人生哲学である。オリンピズムが求めるのは、文化や教育とスポーツを一体にし、努力のうちに見出されるよろこび、よい手本となる教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重などをもとにした生き方の創造である。
- 3 オリンピズムの目標は、あらゆる場でスポーツを人間の調和のとれた発育に役立てることにある。またその目的は、人間の尊厳を保つことに重きを置く平和な社会の確立を奨励することにある。この趣意において、オリンピック・ムーブメントは単独または他組織の協力により、その行使し得る手段の範囲内で平和を推進する活動に従事する。
- 4 オリンピック・ムーブメントの目的は、いかなる差別をも伴うことなく、友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互に理解しあうオリンピック精神に基づいて行なわれるスポーツを通して青少年を教育することにより、平和でよりよい世界をつくることに貢献することにある。
- 5 スポーツの実践はひとつの人権である。何人もその求めるところに従ってスポーツを行う可能性を持たなければならない。

長野冬季オリンピック サマランチ IOC 会長の開会式あいさつ（抄）

国際オリンピック委員会、国際冬季競技連盟、各国オリンピック委員会を代表して、日本の皆さま、オリンピックファミリーの皆さま、世界中のテレビをご覧の皆さまにごあいさつを申し上げます。

世界人権宣言 50 周年という記念すべき年に、第十八回オリンピック冬季競技大会が開催されます。

国連加盟国 185 カ国がオリンピック停戦を呼びかけたことにより、あらゆる紛争の恒久的解決を目指す国際間の対話が促進され、人類の悲劇に終止符が打たれることが私たちの願いです。

未来は、真に若者たちにゆだねられています。

彼らのために、平和でより良い世界をともに築き上げましょう。

すべての人々に、敬意、尊厳、寛容、結束という価値観に基づくスポーツとオリンピック理念を通じた教育を提供できるように努めましょう。

出典：信濃毎日新聞社 1998 年 2 月 7 日掲載許 0605601

みんなのスポーツ

1970年代以降、ヨーロッパを中心に性・年齢・階層などのあらゆる差異を越えてスポーツの普及振興をはかるために展開された、スポーツ・フォー・オール (Sport for All) 運動という新しい理念やスローガンを示す言葉。

この言葉がはじめて使われたのは1966年のヨーロッパ会議であり、1975年に第1回ヨーロッパ・スポーツ担当閣僚会議で「ヨーロッパ・みんなのスポーツ憲章」として採択され、1978年のユネスコによる「体育・スポーツ国際憲章」によって世界的に広がった。

この言葉に込められた基本的な理念は、産業化や都市化などによって余暇が増加する一方で運動不足になりがちな人々の生活様式の変化に対して、スポーツがこれまでのような若い男性や特別な階層の人々のものではなく、あらゆる年代や階層の人々が享受すべき生活文化であるとの考え方にある。

また、すべての人々にとってスポーツをすることを保障しようとするこのような理念は、とくにこれまで満足にスポーツが享受できなかった人々を中心に、人間の基本的な人権のひとつとしてスポーツをする権利であるスポーツ権を保障しようとする考え方に結びつく。

したがって、先進諸国を中心とした各国では、みんなのスポーツを実現するための政策的課題が積極的に取り上げられ、スポーツ行政のレベルで具体的な施策が展開されている。わが国では、1980年代以降、このようなスローガンが一般化され、今日では生涯スポーツの奨励へと発展している。

出典：大修館書店のホームページ



ルールは、守るもの…つくるもの…

「人権」は、人間の尊厳を守るために作られた最も基本的なルールです。差別や抑圧を受けた人が勇気を出して声をあげ、それは大切なことだからみんなで守るようにしようと国際的なルールになってきました。

スポーツのルールも、そのスポーツを行うとき、だれもが対等の立場に立つようにしようと作られるもので、そのルールに従って技や力を競うことがスポーツの醍醐味でもあります。

このように、「人権」も「スポーツのルール」も、「平等」であることを前提にしようと話し合い、作られたものであるという共通点があります。実は、私たちも、このようなルール作りを小さな頃から経験しています。子どもの頃の遊びを思い起こしてみてください。問題が起これると、みんなで話し合っただけでルールを決めていったのではないのでしょうか。

ところが、「人権」や「国際的なスポーツのルール」になると、「ルールは、決められていて守るべきもの」という感覚に陥ってしまいがちです。みんなで決めたルールを守ることは当然ですが、もし、不具合が出てきたら話し合っただけで改めていくという考えが大切ではないのでしょうか。

「人権」は、時代や社会の変化とともに広がっています。「スポーツのルール」も、状況に応じて変えられています。私たちも、自分たちに関係することについて真剣に考え、積極的に意見を表明し、話し合っただけでどうすればよいかを考えていくことが大切です。

こうしたことから考えると、学校教育において、学級憲章や学校憲章など、自分たちの住みよい場を作るための活動は、とても大切なことです。

- 1 近くの人とジャンケンをして、負けた人は勝った人の後ろにつく。
- 2 2人が組になって、別の組と先頭の人同士でジャンケンをして、負けた組は勝った組の後ろについて4人の組になる。
- 3 これを繰り返していきどんどん人数を増やしていく。

最後に先頭の人が一番最後尾につくと円をつくることができ、グループ分けなどをする準備としても便利です。



2 テーマ学習編

「人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期から発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある」(人権教育・啓発に関する基本計画)とされています。

本編のテーマ学習とは、具体的なテーマを設定した上で、児童生徒が主体的に活動し、その解決や目的達成のために必要となる知識や技能、態度を実践的に身につける学習方法です。ここでは、「ひと・まち・暮らし」をテーマに発達段階に応じて下記の学習活動を組み立てました。子どもたちは学校だけでなく、家庭や地域で暮らしています。積極的に地域社会に参加し、地域の中で行われている様々な活動をモデルに自分の生き方を模索して欲しいという願いを込めています。

すぐに使える例というよりも、各学校で取り組む際のヒントになるようにと考えて作成していますので、それぞれの実情にあわせ、子どもたちが興味関心を持って取り組めるよう内容を工夫し、創造的な学習が展開されることを期待しています。

なお、学習活動例を作成するに当たっては、編集委員会においても論議を重ね、次のページにあるように「5つの視点」としてまとめて共通理解を図りました。各学校においても、全教職員で意見を交換し、子どもたちの実態に応じた計画的・系統的な取り組みとしてください。

小学校低学年「交流からつながろう」

小学校中学年「出会い 発見 参加」

小学校高学年「みつめよう ひと まち 暮らし」

中学校「豊かな生き方を求めて」

高等学校「高校生が企画する人権学習をめざして」

編集会議で論議した学習活動例を作成する際の5つの視点

1 子どもたちの実態に応じた人権教育

- 子どもの状態の把握
- 発達段階に応じた教育
- 子どもや地域の実態に応じたカリキュラムを作っていくときのヒントになるような活動とする。
- あべこの教育活動を人権教育の視点からトータルに見直せるものとする。
- 命の大切さ、相手を傷つける言葉や行為など、子どもたちの課題に対応できる活動を取り入れる。

2 育みたい力

- おかしいと思ったことを人に伝える力
- 知識として人権基準を身につける。
- 社会に参加する意識を高めしていく。
- 気づき、学び、行動に広がるようにする。
- 自信が持てる子どもに育てる。
(*きのくに教育協議会)
- 学びの基礎力を育てる。(きのくに教育協議会)

3 教材

- 意識調査、有名な絵本、生活作文、人権作文・作品を活用する。
- 低学年の子どもの無邪気な発見を盛り込む。
- たいあげたいテーマ
生命の尊重、物隠し、相手を傷つける言葉や行為、特殊学級理解、部落問題学習、識字問題、いじめ、子どもたちの課題、違いを認める、仲間、精神障害
- 想像をふくらませる教材としたい。
- 討論できる内容を充実したい。
- 社会や生活と関わる教材とする。
- 生活に結びついた内容とする。
- 子どもに分かる言葉で説明する。
- 子どもが楽しく書けるワークシートを取り入れる。
- 図表・絵・グラフ・データ・年表、4コママンガなどを取り入れ見やすい資料とする。

4 学習活動の方法・形態

- 一つの学習から様々な人権課題のつながりを見出す学習とする。
- 「人間同士の学び」、「参加者同士の学び」、「活動の中での学び」を大切にする。
- 長い時間をかけた、ダイナミックな展開を考える。
- 学習の目的、ねらい、流れが具体的に分かるようにする。
- 発問・指示・構成・子どもの動きの予想を書く。
- どの教科等の活動が示されている。
- 教科指導でのスキルアップに役立つものとする。
- 学びあうことの大切さを重視する。
(きのくに教育協議会)

5 社会との関わり

- 子どもたちが、大人たちの活動と出会うような機会を作るよう工夫する。
- 多様な人が集まって学びあえる面白さを取り入れるよう工夫する。
- 学校教育と人権に取り組む NPO や市町村の人権啓発の実践とのつながりを大切に。
- 社会で働くことを実感できる学びとする。(きのくに教育協議会)
- 子ども居場所を考えるものとする。(きのくに教育協議会)



※(きのくに教育協議会)は、第5期きのくに教育協議会報告「子どもたちの未来を切り拓く—和歌山らしい「学び」を創るために—」からの引用です。